

# 子どもの医療費助成

(小児特別医療費助成制度)

## 平成28年4月1日から

# 18歳までに**拡大**します！



### 子どもの医療費助成とは

子育て世帯の負担を軽減するとともに、子どもたちが安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を本人に代わり、県と市町村で負担する制度です。県内の医療機関で、受給資格証を保険証と一緒に提示して受診すると、窓口負担が軽減されます(院外薬局での薬代は無料です)。

ただし、保険外診療、入院時の食事療養標準負担額は除きます。

#### <自己負担>

●通院 530円 / 日上限(同じ医療機関の場合は月5回目以降は無料)

●入院 1,200円 / 日上限

(低所得者の減額認定証等の交付を受けている場合は入院16日目以降は無料)

### 拡大の内容

現行 / 入院・通院とも中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

→ **平成28年4月1日から / 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで**

※要件は年齢のみです。就職や結婚をしている場合も対象となります。

### 青色の特別医療費受給資格証について

18歳まで拡大！



保護者の皆様へ

#### ●新たに対象となる場合

平成28年4月1日から医療費の助成を受けるためには、**申請手続きが必要です。**

手続き方法は、市町村により異なります。お住まいの市町村よりお知らせがありますので、それに従い手続きを行ってください。

#### ●既に小児の受給資格証をお持ちの場合

申請手続きは必要ありません。お住まいの市町村から新しい受給資格証を交付します。交付方法は市町村により異なります。

平成28年4月からは、お住まいの市町村から交付された受給資格証により医療機関を受診してください。

※詳細は各市町村の窓口(裏面参照)へお問い合わせください。

#### ※学校、保育園等でけがをした場合

学校、保育園等でけがをした場合、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により、保護者に対して給付金(災害共済給付)が支払われます。小児特別医療費助成制度(青色の特別医療費受給資格証)より、この災害共済給付制度が優先されます。手続きについては学校、保育園等へお問合せください。

## ○各市町村お問い合わせ窓口○

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
鳥取市	保険年金課	0857-20-3486	北栄町	健康推進課	0858-37-5867
米子市	保険年金課	0859-23-5123	琴浦町	健康対策課	0858-52-1707
倉吉市	医療保険課	0858-22-8151	南部町	健康福祉課	0859-66-5524
境港市	市民課	0859-47-1036	伯耆町	健康対策課	0859-68-5536
岩美町	住民生活課	0857-73-1415	日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
八頭町	福祉環境課	0858-76-0205	大山町	福祉介護課	0859-54-5207
若桜町	町民福祉課	0858-82-2232	日南町	福祉保健課	0859-82-0374
智頭町	福祉課	0858-75-4101	日野町	健康福祉課	0859-72-0334
湯梨浜町	健康推進課	0858-35-5372	江府町	福祉保健課	0859-75-6111
三朝町	福祉課	0858-43-3506			

### ● 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付申請手続きについて

学校、保育園等の管理下で生じたけがなどで医療機関を受診する場合、小児特別医療費助成制度（青色の特別医療費受給資格証）よりも独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「日本スポーツ振興センター」という。）の災害共済給付制度（学校、保育園等で加入している災害共済給付制度です。）が優先となります。下記にご留意いただきますようお願いいたします。

- ①学校管理下においてのけが等で受診をする
  - ②療養に要する医療費の総額が、5,000円（窓口負担額1,500円※）を超える
- ※保険診療の一部負担金である3割相当額（未就学児の場合は2割相当額1,000円）

医療機関窓口には、学校管理下のけが等であることをお伝えいただくとともに、保険診療の一部負担金である「**3割相当額（未就学児の場合は2割相当額）**」をお支払いください。

- ①・②を満たす場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。

医療機関窓口でお支払いいただいた保険診療の一部負担金につきましては、後日、学校を通じて日本スポーツ振興センターより見舞金が加算され、給付金が支給されます。

お子さまが学校管理下での負傷などにより、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は…  
医療機関窓口にて、**原則、特別医療費受給資格証は使用されないようにお願いします。**

### ● 「とっとり子ども救急ダイヤル」の利用について

「とっとり子ども救急ダイヤル」は、休日や夜間にお子さんの病気やケガで、緊急に医療機関を受診すべきか、翌日まで様子を見て受診すればよいかなど、心配なときに相談できるサービスです（診療行為ではありません）。

電話番号 #8000（ダイヤル回線、IP電話の場合は03-5276-9137）

【利用時間】 平日…午後7時から午後11時まで

土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）…午前9時から午後11時まで

また、鳥取県ではお子さまの急な発熱、様子の変化などに、医療機関を受診した方がよいのか？家で様子をもてよいか？などの判断の目安のために「小児救急ハンドブック」を作成しております。なお、「小児救急ハンドブック」の内容は、とりネットに掲載しております。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/101810.htm>

### ● ジェネリック医薬品の活用について

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造されるお薬のことです。国の審査機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において品質、有効性、安全性が先発医薬品と同等であることが証明されております。

ジェネリック医薬品に切り替えていただくことで、医療費の節約につながり、保険料上昇の抑制や医療保険制度の維持につながります。

